

追補

（その2）

次のように改正されましたので該当箇所についてご訂正下さい。
（改正箇所等は傍線等で示しました。）

○一般高圧ガス保安規則……(3)

改正 平成二十四年一月十二日 省令第三号

改正 省令第三号は「液化石油ガス保安規則及び一般高圧ガス保安規則の一部を改正する省令」

改正 平成二十四年三月二十八日 省令第十八号

省令第十八号は「容器保安規則等の一部を改正する省令」

改正 平成二十四年三月三十日 省令第二十五号

省令第二十五号は「液化石油ガス保安規則等の一部を改正する省令」

○液化石油ガス保安規則……(6)

改正 平成二十四年一月十二日 省令第三号

省令第三号は「液化石油ガス保安規則及び一般高圧ガス保安規則の一部を改正する省令」

改正 平成二十四年三月三十日 省令第二十五号

省令第二十五号は「液化石油ガス保安規則等の一部を改正する省令」

○コンピナート等保安規則……(10)

改正 平成二十四年三月二十八日 省令第十八号

省令第十八号は「容器保安規則等の一部を改正する省令」

改正 平成二十四年三月三十日 省令第二十五号

省令第二十五号は「液化石油ガス保安規則等の一部を改正する省令」

○容器保安規則……(12)

改正 平成二十四年三月二十八日 省令第十八号

省令第十八号は「容器保安規則等の一部を改正する省令」

○容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示……(14)
改正 平成二十四年三月二十八日 告示第四十八号

一般高圧ガス保安規則

(一六七頁 改正)

(用語の定義)

第二条 (略)

一〇四 (略)

五 (略)

イハ (略)

二 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七条の児童福祉施設、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第五条第一項の身体障害者社会参加支援施設、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第三十八条第一項の保護施設(授産施設及び宿所提供施設を除く)、老人福祉法(昭和三十八年法律第三百三十三号)第五条の三の老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項の有料老人ホーム、母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第三十九条第一項の母子福祉施設、職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十五条の六第一項第五号の障害者職業能力開発校、地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)第二条第三項の特定民間施設、介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第八条第二十七項の介護老人保健施設又は障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五条第一項の障害福祉サービス事業(同条第七項の生活介護、同条第十三項の自立訓練、同条第十四項の就労移行支援又は

同条第十五項の就労継続支援に限る。)を行う施設、同条第十二項の障害者支援施設、同条第二十六項の地域活動支援センター若しくは同条第二十七項の福祉ホームであつて、収容定員二十人以上のもの

ホチ (略)

六〇二五 (略)

2 (略)

(二七七頁 改正)

(設置式製造設備に係る技術上の基準)

第六条 (略)

2 (略)

一 (略)

二 (略)

イリ (略)

又 容器保安規則第二十一条に規定する一般複合容器、同条第十二号に規定する圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、同条第十三号に規定する圧縮水素自動車燃料装置用容器、同条第十四号に規定する液化天然ガス自動車燃料装置用容器又は同条第十七号の二に規定する圧縮水素運送自動車用容器(以下「一般複合容器等」という。)であつて当該容器の刻印等に示された年月から十五年を経過したものの(同条第十二号に規定する圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、同条第十三号に規定する圧縮水素自動車燃料装置用容器又は同条第十七号の二に規定する圧縮水素運送自動車用容器にあつては、同規則第八条第一項第十号の充填可能期限年月日を経過したもの)に

は、高圧ガスを充_レ填_レしないこと。

三〇八 (略)

(二〇〇頁 修正)

第十二条 (略)

2 (略)

一 (略)

二 第六条第二項第一号イ、ハ、ニ及びへ、第二号ロ(高圧ガスを車両に固定された容器(当該車両の燃料の用に供する高圧ガスを充_レ填_レするためのものに限る。))に充_レ填_レする場合を除く。)、ニ、ホ及びト、第三号イからハまで及びホ並びに第四号から第八号までの基準に適合すること。

三〇六 (略)

(二〇二頁 改正)

(貯蔵の方法に係る技術上の基準)

第十八条 (略)

一 (略)

二 (略)

イホ (略)

へ 一般複合容器等であつて当該容器の刻印等において示された年月から十五年を経過したもの(容器保安規則第十二条第十二号に規定する圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、同条第十三号に規定する圧縮水素自動車燃料装置用容器又は同条第十七号の二に規定する圧縮

水素運送自動車用容器にあつては、同規則第八条第一項第十号の充_レ填_レ可能期限年月日を経過したもの)を高圧ガスの貯蔵に使用しないこと。

三 (略)

(二二一頁 改正)

(車両に固定した容器による移動に係る技術上の基準等)

第四十九条 (略)

一及び二 (略)

三 一般複合容器等であつて当該容器の刻印等により示された年月から十五年を経過したもの(容器保安規則第十二条第十二号に規定する圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、同条第十三号に規定する圧縮水素自動車燃料装置用容器又は同条第十七号の二に規定する圧縮水素運送自動車用容器にあつては、同規則第八条第一項第十号の充_レ填_レ可能期限年月日を経過したもの)を高圧ガスの移動に使用しないこと。

四〇二十一 (略)

2 (略)

(二二四頁 改正)

(その他の場合における移動に係る技術上の基準等)

第五十条 (略)

一及び二 (略)

三 一般複合容器等であつて当該容器の刻印等により示された年月から十五年を経過したもの(容器保安規則第十二条第十二号に規定する圧縮

天然ガス自動車燃料装置用容器、同条第十三号に規定する圧縮水素自動車燃料装置用容器又は同条第十七号の二に規定する圧縮水素運送自動車用容器にあつては、同規則第八条第一項第十号の充填可能期限年月日を経過したもの）を高压ガスの移動に使用しないこと。

四〇十三（略）

（二三三頁 改正）

（取扱主任者の選任

第七十三条（略）

一（略）

二 学校教育法による大学若しくは高等専門学校又は従前の規定による大学若しくは専門学校において理学若しくは工学に関する課程を修めて卒業した者、協会が行う特定高压ガスの取扱いに関する講習の課程を修了した者又は学校教育法による高等学校若しくは従前の規定による工業学校において工業に関する課程を修めて卒業し、かつ、特定高压ガスの製造又は消費に関し六月以上の経験を有する者

三（略）

（二六三頁 平成二三年八月二六日省令第四八号の附則の次に追加）

附則（平成二四年一月二日 省令第三号）抄

*省令第三号は「液化石油ガス保安規則及び一般高压ガス保安規則の一部を改正する省令」

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、液化石油ガス保安

規則第二条及び第十三条の改正規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

（液化石油ガス保安規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に法第五条第一項の許可を受け、若しくはその許可を申請し、又は同条第二項の届出を行っている者に係る製造施設については、第一条の規定による改正後の液化石油ガス保安規則第二条第一項第十五号並びに第十三条第一項第二号、第二項第二号及び第四条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則（平成二四年三月二八日 省令第一八号）

*省令第一八号は「容器保安規則等の一部を改正する省令」

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二四年三月三〇日 省令第二五号）

*省令第二五号は「液化石油ガス保安規則等の一部を改正する省令」

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

液化石油ガス保安規則

(三三三頁 改正)

(用語の定義)

第二条 (略)

一 (略)

イ〜ハ (略)

ニ 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号) 第七条の児童福祉施設、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号) 第五条第一項の身体障害者社会参加支援施設、生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号) 第三十八条第一項の保護施設(授産施設及び宿所提供施設を除く)、老人福祉法(昭和三十八年法律第三百三十三号) 第五条の三の老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項の有料老人ホーム、母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号) 第三十九条第一項の母子福祉施設、職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号) 第十五条の六第一項第五号の障害者職業能力開発校、地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号) 第二条第三項の特定民間施設、介護保険法(平成九年法律第二百二十三号) 第八条第二十七項の介護老人保健施設又は障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号) 第五条第一項の障害福祉サービス事業(同条第七項の生活介護、同条第十三項の自立訓練、同条第十四項の就労移行支援又は同条第十五項の就労継続支援に限る。)を行う施設、同条第十二項

の障害者支援施設、同条第二十六項の地域活動支援センター若しくは同条第二十七項の福祉ホームであつて、収容定員二十人以上のもの

ホ〜チ (略)

二〜十四 (略)

十五 処理能力 処理設備又は減圧設備の処理容積(圧縮、液化その他の方法で一日に処理することができるガスの容積(温度零度、圧力零パスカルの状態に換算したものをいう。以下同じ。))をいう。以下同じ。であつて、次のイからへまでに掲げる処理設備又は減圧設備の区分に応じ、それぞれ当該イからへまでに掲げるところにより得られるもの

イ ポンプ $Q_1 = W_1 \times 24 \times \rho \times 22.4 / M$

ロ 圧縮機 $Q_2 = W_2 \times 24$

ハ 蒸発器 $Q_3 = W_3 \times 24 \times 22.4 / M$

ニ 凝縮器 $Q_4 = W_4 \times 24 \times 22.4 / M$

ホ その他処理設備

(イ) 内部冷却器付貯槽 $Q_5 = V_5 \times 10P_5$

(ロ) 加圧蒸発器付低温貯槽

① 気化ガスを取り出す場合 $Q_6 = W_6 / (22.4 / M \times \rho \times 1000) \times (10P_6 + 1) \times 24$

② 液化ガスを取り出す場合 $Q_6 = q_6 \times (10P_6 + 1) \times 24$

↳ 液化石油ガススタンドの加圧蒸発器付貯槽 $Q_7 = (10P_7 + 1)$

$\times C \times V_7$

(一) 加圧蒸発器付容器 $Q_8 = (10P_8 + 1) \times 0.9V_8$

(二) 処理設備である減圧弁 $Q_9 = 0$

↳ 減圧設備 $Q_{10} = q_{10}$

備考 これらの式において、 Q_1 、 W_1 、 ρ 、 M 、 Q_2 、 W_2 、 Q_3 、 W_3 、 Q_4 、 W_4

Q_5 、 V_5 、 P_5 、 Q_6 、 W_6 、 P_6 、 Q_7 、 P_7 、 C 、 V_7 、 Q_8 、 P_8 、 V_8 、 Q_9 、 Q_{10} 及び Q_{10} は、それぞれ次の数値を表すものとする。

Q_1 ポンプの処理能力の数値(単位 立方メートル毎時)

W_1 ポンプの能力の数値(ポンプの能力は、ポンプの性能曲線における最大稼働した場合の吐出量の値とする。)(単位 リットル毎時)

ρ 液密度の数値(液密度は、常用の温度の範囲において最大となる値とする。)(単位 キログラム毎リットル)

M 分子量の数値

Q_2 圧縮機の処理能力の数値(単位 立方メートル毎時)

W_2 圧縮機の能力の数値(圧縮機の能力は、圧縮機の性能曲線における最大稼働した場合の吐出量の値とする。)(単位 立方メートル毎時)

Q_3 蒸発器の処理能力の数値(単位 立方メートル毎時)

W_3 蒸発器の公称能力の数値(単位 キログラム毎時)

Q_4 凝縮器の処理能力の数値(単位 立方メートル毎時)

W_4 凝縮器の公称能力の数値(単位 キログラム毎時)

Q_5 内部冷却器付貯槽の処理能力の数値(単位 立方メートル毎時)

V_5 内部冷却器付貯槽の内容積の数値(単位 立方メートル)

P_5 内部冷却器付貯槽の最高圧縮圧力の数値(単位 メガパスカル)

Q_6 加圧蒸発器付低温貯槽の処理能力の数値(単位 立方メートル毎時)

目 高圧ガスの取り出し部に接続される送ガス用蒸発器の公称能力の数値(単位 立方メートル毎時)

P_6 加圧蒸発器付低温貯槽の最高圧縮圧力の数値(単位 メガパスカル)

ル)

Q_6 高圧ガスの最大充填量の数値(単位 立方メートル毎時)

Q_7 液化石油ガススタンドの加圧蒸発器付貯槽の処理能力の数値(単位 立方メートル毎時)

P_7 液化石油ガススタンドの加圧蒸発器の常用の圧力の数値(単位 メガパスカル)

C ○・九(バルク貯槽にあつては○・八五)

V_7 貯槽及びこれに接続する貯槽又は容器のそれぞれの内容積を合算した数値(単位 立方メートル)

Q_8 加圧蒸発器付容器の処理能力の数値(単位 立方メートル毎時)

P_8 加圧蒸発器の常用の圧力の数値(単位 メガパスカル)

V_8 容器の内容積の数値(液化石油ガススタンドにあつては、容器及びこれに接続する貯槽又は他の容器のそれぞれの内容積を合算した数値)(単位 立方メートル)

Q_9 処理設備である減圧弁の処理能力の数値(単位 立方メートル毎時)

目 Q_{10} 減圧設備の処理能力の数値(単位 立方メートル毎時)

Q_{10} 当該減圧設備に係る高圧ガスの流入量の数値(単位 立方メートル毎時)

十六(二十二(略))

2(略)

(三五頁 改正)

第十三条(略)

一(略)

二 製造設備が液化石油ガススタンドである製造施設にあつては、第八

条第一項第二号から第四号までの基準に適合すること。

三 製造設備が移動式製造設備である製造施設にあつては、第九条第一項第一号から第四号までの基準に適合すること。

2 第二種製造者のうち前条に掲げる者以外の者に係る法第十二条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとす
る。

一 液化石油ガスを充てんするときは、火気を取り扱う場所、多数の人が集合する場所又は引火性若しくは発火性の物をたい積した場所から五メートル以内でないこと。

二 製造設備が液化石油ガススタンドである製造施設にあつては、第八条第二項第二号の基準に適合すること。

三 製造設備が移動式製造設備である製造施設にあつては、車両に固定した容器には充てんしないこと。

四 第六条第二項第二号及び第七号の基準（製造設備が液化石油ガススタンドである製造施設にあつては、同項第七号の基準）に適合すること。

(三三七頁 改正)

(取扱主任者の選任

第七十一条 (略)

一 (略)

二 学校教育法による大学若しくは高等専門学校又は従前の規定による大学若しくは専門学校において理学若しくは工学に関する課程を修めて卒業した者、協会が行う液化石油ガスの取扱いに関する講習の課程を終了した者又は学校教育法による高等学校若しくは従前の規定によ

る工業学校において工業に関する課程を修めて卒業し、かつ、液化石油ガスの製造又は消費に関し六月以上の経験を有する者

三 (略)

(三八〇頁 改正)

(定期自主検査を行う製造施設等)

第八十一条 (略)

2及び3 (略)

4 法第三十五条の二の規定により、同条の自主検査は、前項の製造施設が第一種製造者にあつては法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準（耐圧試験に係るものを除く。）に、同条に掲げる第二種製造者にあつては法第十二条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準（耐圧試験に係るものを除く。）に適合しているか、又は前項の消費施設が法第二十四条の三第一項の経済産業省令で定める技術上の基準（耐圧試験に係るものを除く。）に適合しているかどうかについて、一年（告示で定める設備又は施設にあつては、告示で定める期間）に一回以上行わなければならない。

5及び6 (略)

(四〇二頁 平成二二年三月一九日省令第一二号の附則の次に追加)

附則〔平成二四年一月二日 省令第三号〕*

省令第三号は「液化石油ガス保安規則及び一般高圧ガス保安規則の一部を改正する省令」

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、液化石油ガス保安規則第二条及び第十三条の改正規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

（液化石油ガス保安規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に法第五条第一項の許可を受け、若しくはその許可を申請し、又は同条第二項の届出を行っている者に係る製造施設については、第一条の規定による改正後の液化石油ガス保安規則第二条第一項第十五号並びに第十三条第一項第二号、第二項第二号及び第四条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則（平成二十四年三月三〇日 ^{*}省令第二五号）

^{*}省令第二五号は「液化石油ガス保安規則等の一部を改正する省令」

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

コンビナート等保安規則

(四五二頁 改正)

(用語の定義)

第一条 (略)

一、四 (略)

五 (略)

イ、ハ (略)

二 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七条の児童福祉施設、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第五十条第一項の身体障害者社会参加支援施設、生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第三十八条第一項の保護施設(授産施設及び宿所提供施設を除く)、老人福祉法(昭和三十八年法律第三百三十三号)第五条の三の老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項の有料老人ホーム、母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第三十九条第一項の母子福祉施設、職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十五条の六第一項第五号の障害者職業能力開発校、地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)第二条第三項の特定民間施設、介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第八条第二十七項の介護老人保健施設又は障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五条第一項の障害福祉サービス事業(同条第七項の生活介護、同条第十三項の自立訓練、同条第十四項の就労移行支援又は

同条第十五項の就労継続支援に限る。)を行う施設、同条第十二項の障害者支援施設、同条第二十六項の地域活動支援センター若しくは同条第二十七項の福祉ホームであつて、収容定員二十人以上のもの

ホ、チ (略)

六、二十五 (略)

2 (略)

(四五七頁 改正)

(製造施設に係る技術上の基準)

第五条 (略)

2 (略)

一 (略)

二 (略)

イ、ヌ (略)

ル 容器保安規則第二条第十一号に規定する一般複合容器、同条第十二号に規定する圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、同条第十三号に規定する圧縮水素自動車燃料装置用容器、同条第十四号に規定する液化天然ガス自動車燃料装置用容器又は同条第十七号の二に規定する圧縮水素運送自動車用容器であつて当該容器の刻印等に示された年月から十五年を経過したもの(同条第十二号に規定する圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、同条第十三号に規定する圧縮水素自動車燃料装置用容器又は同条第十七号の二に規定する圧縮水素運送自動車用容器にあつては、同規則第八条第一項第十号の充填可能期限年月日を経過したもの)には、高圧ガスを充填しないこと。

三〇八 (略)

(五二九頁 平成二三年八月二六日省令第四八号の附則の次に追加)

附則 (平成二四年三月二八日 省令第一八号)*

*省令第一八号は「容器保安規則等の一部を改正する省令」

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二四年三月三〇日 省令第二五号)*

*省令第二五号は「液化石油ガス保安規則等の一部を改正する省令」

この省令は、平成二四年四月一日から施行する。

容器保安規則

(七二七頁 改正)

(刻印等の方式)

第八条 (略)

一〇九 (略)

十 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素連送自動車用容器にあつては、次に掲げる容器に応じ、それぞれ次に定める充填可能期限年月日

イ 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器 容器検査に合格した日の前日から起算して十五年を経過した日 (十五年を超えて圧縮天然ガスを充填できるものとして製造された容器にあつては、二十年を超えない範囲内において、容器製造業者が定めた日)

ロ 液化天然ガス自動車燃料装置用容器 容器検査に合格した日の前日から起算して十五年を経過した日

ハ 圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素連送自動車用容器 容器検査に合格した日の前日から起算して十五年を経過した日又は十五年を超えない範囲内において容器製造業者が定めた日

十一〇十五 (略)

二〇四 (略)

(七四九頁 改正)

(容器再検査に合格した容器の刻印等)

第三十七条 法第四十九条第三項の規定により、刻印しようとする者は、次に掲げる方式に従つて行わなければならない。

一 第八条第一項又は第六十二条の刻印の下又は右に次に掲げる事項を刻印するものとする。ただし、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は液化天然ガス自動車燃料装置用容器であつて、自動車に装置された状態で刻印をすることが困難な場合は、次項第三号に規定する方式に従つて行う標章の掲示をもつて、又は圧縮水素連送自動車用容器であつて、自動車に装置された状態で刻印をすることが困難な場合は、次項第四号に規定する方式に従つて行う標章の掲示をもつて法第四十九条第三項の刻印に代えることができる。

イ〇八 (略)

二 (略)

2 法第四十九条第四項の規定により、標章を掲示しようとする者は、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器、金属ライナー製一般複合容器(フルラップに限る)、プラスチックライナー製一般複合容器(フルラップに限る)、送自動車用容器以外の容器にあつては次の第一号及び第二号に、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては第三号に、金属ライナー製一般複合容器(フルラップに限る)、プラスチックライナー製一般複合容器及び圧縮水素連送自動車用容器にあつては第四号にそれぞれ掲げる方式に従つて行わなければならない。

一 薄板に検査実施者の名称の符号及び容器再検査の年月(内容積四千

リットル以上の容器及び高圧ガス運送自動車用容器にあつては年月日)を明瞭に、かつ、消えないように打刻したものを、取れないように、容器検査に合格した際に当該容器に付けられた第八条第三項又は第六十二条の標章にされた同項の規定による打刻の下又は右に掲げる

二及び三 (略)

四 アルミニウム箔に検査実施者の名称の符号及び容器再検査の年月日(圧縮水素運送自動車用容器にあつては年月日)を明瞭に、かつ、消えないように打刻したものを、取れないように、容器検査に合格した際に当該容器に付けられた第八条第三項又は第六十二条の標章にされた同項の規定による打刻の下又は右に貼付すること。

3 (略)

(七六五頁 平成二二年八月二六日省令第四九号の附則の次に追加)

附則 (平成二四年三月二八日 省令第一八号)*

*省令第一八号は「容器保安規則等の一部を改正する省令」

この省令は、公布の日から施行する。

容器保安規則に基づき表示等の細目、
容器再検査の方法等を定める告示

(一〇〇三頁 改正)

(表示の方式)

第一条 (略)

2 (略)

一 規則第十条第一項から第三項までに規定する表示 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第十条の規定に適合する容器にあつては、同法施行規則(昭和二十七年運輸省令第五十六号)第十四条の二十第十項に定める基準に基づく表示の方式

二(四 (略)

(一〇一三頁 改正)

(一般複合容器の耐圧試験)

第十六条 (略)

一 金属ライナー製一般複合容器にあつては、第五条の一般継目なし容器の膨張測定試験の例により行うものとする。ただし、加える圧力は、耐圧試験圧力以上耐圧試験圧力の百五パーセント未満の圧力とし、ライナーとプラスチックの間に水が入り込むおそれのある場合は、樹脂により防止措置を講ずること。

二 プラスチックライナー製一般複合容器にあつては、第五条の一般継

目なし容器の加圧試験の例により行うものとする。

(二〇一六頁 改正)

(容器再検査における容器の規格)

第二十二條 (略)

2 (略)

一 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては刻印等において示された容器検査年月日又は製造年月日から十五年(十五年を超えて圧縮天然ガスを充填できるものとして製造された容器にあつては、二十年を超えない範囲内において、容器製造業者が定めた日)を経過してないこと。

一 の二 液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては刻印等において示された容器検査年月日又は製造年月日から十五年を経過してないこと。

一 の三 圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器にあつては刻印等において示された容器検査年月日若しくは製造年月日から十五年又は十五年を超えない範囲内において容器製造業者が定めた日を経過してないこと。

二及び三 (略)

(二〇一九頁 改正)

(検査設備の基準)

第三十一條 (略)

一(四 (略)

五 圧力計は、検査を行う容器の耐圧試験圧力の一・五倍以上三倍以下の最高目盛のあるものであって、日本工業規格B7505-1(2007)アネロイド型圧力計―第一部・ブルドン管圧力計に適合しているものであること。

六 六〇十一 (略)

2 (略)

一 気密試験のための設備は、検査を行う容器の耐圧試験圧力の一・五倍以上三倍以下の最高目盛のあるものであって、日本工業規格B7505-1(2007)アネロイド型圧力計―第一部・ブルドン管圧力計に適合している圧力計を備えること。

二 断熱性能試験のための設備は、次のいずれかを備えること。

イ 重き計(試験用ガスを充填した容器の質量を測定でき、かつ、二十四時間の当該ガスの気化量を測定できるものに限る。)

ロ (略)

3 (略)

4 (略)

一 一三 (略)

四 (略)

イ (略)

ロ 最高充填圧力の一・五倍以上三倍以下の最高目盛のある圧力計であって、日本工業規格B7505-1(2007)アネロイド型圧力計―第一部・ブルドン管圧力計に適合しているもの

5 (略)

一 一四 (略)

五 (略)

イ 重き計(試験用ガスを充填した容器の質量を測定でき、かつ、二

十四時間の当該ガスの気化量を測定できるものに限る。)

ロ及びハ (略)

6 (略)

一 (略)

イ 空気又は不活性ガスを気密試験圧力以上の圧力に調整して供給することができる圧縮機、蓄圧器又は充填容器及び接続配管

ロ 気密試験圧力(液化水素運送自動車用低圧安全弁が装置される液化水素運送自動車用容器の内容積の九十八パーセントとなる圧力の数値の三分の二倍の圧力)の一・五倍以上三倍以下の最高目盛のあるものであって、日本工業規格B7505-1(2007)アネロイド型圧力計―第一部・ブルドン管圧力計に適合している圧力計

ハ (略)

二 (略)

イ 空気又は不活性ガスを安全弁の作動試験圧力以上の圧力に調整して供給することができる圧縮機、蓄圧器又は充填容器及び接続配管

ロ 安全弁の吹き始め圧力の一・五倍以上三倍以下の最高目盛のあるものであって、日本工業規格B7505-1(2007)アネロイド型圧力計―第一部・ブルドン管圧力計に適合している圧力計

ハ (略)

7及び8 (略)

(二〇二四頁 改正)

(附属品再検査に合格した附属品の刻印等)

第三十三条 規則第三十八条第一項ただし書の告示に定める方式は、薄板

に刻印したものを取れないように附属品の見やすい箇所に溶接をし、は

んだ付けをし、又はろう付けをする方式とする。ただし、圧縮天然ガス自動車燃料装置用附属品、圧縮水素自動車燃料装置用附属品及び液化天然ガス自動車燃料装置用附属品にあつては前条による容器に係る証票の貼付をもって、圧縮水素運送自動車用附属品にあつてはアルミニウム箔に刻印したものを当該附属品が装置されている容器に貼付することをもってこれに代えることができる。

(一〇二四頁 平成一七年三月三〇日告示第八三号改正文の次に追加)

附 則 (平成二四年三月一八日告示第四十八号)

- 1 この告示は、平成二十四年三月二十八日から施行する。
- 2 この告示の施行前に製造した日本工業規格B7505 (1994) プルマン管圧力計に適合している圧力計にあつては、なお従前の例による。

(一〇二五頁 改正)

様式第3 (第1条第2項第3号関係)

車載容器総括証票	
搭載容器本数	
充てん可能期限	年 月 日
検査有効期限	年 月 日
最高充てん圧力	
車台番号	

- 1 この証票の大きさは縦30ミリメートル、横45ミリメートル以上とすること。
- 2 充てん可能期限及び検査有効期限は、当該車両に搭載された容器のうち最も短いものの期限を記載すること。